

平成27年(ワ)第54号

強制執行停止決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の当庁平成27年(ワ)第121号損害賠償請求事件について、当裁判所が平成27年8月3日言い渡した仮執行宣言付判決に対し、申立人らが控訴を提起し（平成27年(ヌ)第51号）、かつ、同判決に基づく強制執行の停止を求める旨申し立てた。

当裁判所は上記申立てを理由あるものと認め、次のとおり決定する。

主 文

申立人らが担保として7万円を供託することを条件として、前記仮執行宣言付判決に基づく強制執行は、本案控訴事件の判決があるまで、これを停止する。

平成27年8月10日

和歌山地方裁判所民事部

裁 判 官 山 下 隼 人

これは正本である

前同日同庁

裁判所書記官 関 本 和 幸





(別紙)

当 事 者 目 録

和歌山県岩出市根来 9 2 番地

申 立 人 有 限 会 社 銀 徳

同 代 表 者 取 締 役 吉 村 公 俊

和歌山県岩出市高瀬 1 4 8 番地

申 立 人 吉 村 公 俊

申立人ら代理人弁護士 豊 田 泰 史

同 太 田 達 也

同 重 藤 雅 之

和歌山市十番丁 7 2 番地 カサ・デ まるのうち 2 0 1

被 申 立 人 吉 田 益 夫

以 上